

静岡県後期高齢者医療広域連合財産管理規則

制定 平成19年2月2日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県後期高齢者医療広域連合の財産の取得、管理及び処分に関する手続に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 静岡県後期高齢者医療広域連合の財産の取得、管理及び処分に関する手続については、静岡市財産管理規則（平成15年静岡市規則第50号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する